

秋田県立秋田明德館高等学校 定時制課程 部活動に係る活動方針

I 部活動の基本方針

- 1 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行い、学習活動との両立を通じて、充実した学校生活の実現を図る。
- 2 部活動を通して、学習意欲の向上や自己肯定感、自己有用感、責任感、社会性の涵養を図る。

II 指導・運営に係る体制

- 1 部活動顧問は部員と協議の上、年間・月間の活動計画を作成する。
- 2 活動計画は生徒・保護者へ事前に公表する。
- 3 体育館使用割は各顧問で話し合い決定する。
- 4 原則として複数の顧問を配置する。

III 具体的な指導の実施

- 1 施設や設備の点検を定期的実施し、事故防止に努める。
- 2 顧問不在時の活動は禁止とする。
- 3 成績不良や出席状況が好ましくない生徒の活動は制限する。
- 4 平日の活動は、I部終了後とII部終了後に行う。授業のある時間帯には行わない。原則として、通信制のスクーリングのある土日は校内での活動を行わない。
- 5 体罰やハラスメントのない指導に徹する。
- 6 生徒が自主的かつ自発的に活動できるような練習メニューの作成に留意する。
- 7 活動後は、使用場所と部室の整理整頓、清掃を指導する。
- 8 部活動費用を徴収する際は、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正に処理する。

IV 適切な休養日等の設定

- 1 休養日の設定や活動時間は、次の(1)～(3)を基準とする。
 - (1) 学期中、週あたり2日以上休養日を設け、土曜日・日曜日のいずれかは休養日とする。大会参加等で土日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
 - (3) 1日の活動時間は、平日は2時間程度（各部の合間に行う場合はその合計時間）、学校の休業日（学期中の週末を含む）は、3時間程度とする。
- 2 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は禁止とする。

(令和7年3月)